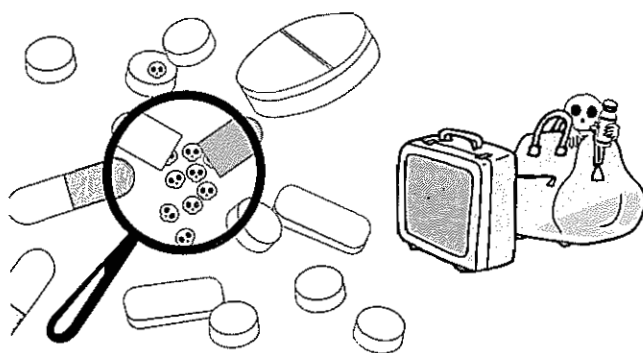


健康食品や医薬品、化粧品、 医療機器等を海外から 購入しようとされる方へ

医薬品、医療機器等の個人輸入は 危険性と必要性をよく考えて

- ！ 日本での有効性や安全性の確認がなされていません。
- ！ 正規の流通品とは異なる劣化品や偽造品の場合もあります。
- ！ 一般の方が自己判断で使用すると危険なことがあります。



**自分の健康を守るのは、あなた自身
しかいないのです。**

厚生労働省

TEL 03-5253-1111 (代表)
ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

2008年3月

医薬品、健康食品、化粧品または医療機器を、海外から

- インターネットを利用して取り寄せ、
- 外国の旅行先で購入して持ち帰る など、いわゆる個人輸入して使用される方がおられます。しかしながら、そのようにして海外から購入された製品には、次のような危険性があります。

- ！ 日本の薬事法に基づく品質・有効性・安全性の確認がなされていません。
- ！ 虚偽または誇大な効能・効果、安全性などを掲げている場合があります。
- ！ 不衛生な場所や方法で製造されたものかもしれません。
- ！ 正規のメーカー品を偽った、偽造製品かもしれません。
- ！ 副作用や不具合などが起きた場合に、対処方法が不明なことがあります。

より詳細な情報は
【医薬品等を海外から購入しようとする方へ】
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kojinyunyu/index.html>

いわゆる「輸入代行」による トラブルが増えています

個人輸入代行と称し、外国製の医薬品や医療機器を広告して、それらの購入を誘引する仲介業者がいます。

しかし、日本の薬事法に基づく承認や認証を受けていない医薬品や医療機器の広告、発送などを行うことは、違法な行為です。また、何かトラブルが生じても一切責任を負おうとせず、全て購入者の責任とされます。

こうした悪質な業者には、くれぐれもご注意ください。

これまでに次のような健康被害が 報告されています

- ⚠ 「ホスピタル・ダイエット」などと称する錠剤、カプセル剤を服用して、死亡例を含む重大な健康被害が生じました。
- ⚠ 健康食品、サプリメントなどとして販売された製品に医薬品成分が含まれていて、健康被害が生じました。
 - ☞ ダイエット用食品と称して販売されていた
おんしどうげんびこうのう てんてんそせいしこうのう
「御芝堂減肥膠囊」「天天素清脂膠囊」
 - ☞ 強壯用食品と称して販売されていた
イーリーシン ウェイカワン ナンゲンセンツァツツ
「蟻力神」「威哥王」「男根増長素」
- ⚠ 医師の診察・処方が必要な医薬品を、自己判断で使用して健康被害が生じました。
 - ☞ RU486（内服妊娠中絶薬）
 - ☞ 糖尿病用薬

より詳細な情報を、下記のホームページで公開しています。
【健康被害情報・無承認無許可医薬品情報】
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet.html>

日本国内で正規に流通する医薬品には、それを適正に使用していて重大な健康被害を生じた場合に、救済を図る公的な仕組み（医薬品副作用被害救済制度）があります。

しかし、個人輸入された医薬品による健康被害は、救済対象となりません。

医薬品を海外から購入しようとする前に、医師や薬剤師などの専門家と相談するなど、必要性を十分に検討しましょう。

医薬品などの個人輸入について

医薬品などの輸入は、不正に国内に流入することを未然に防止し、また、国民の保健衛生上の危害防止の観点から、薬事法や関税法の規制を受けます。

一般の個人が輸入（個人輸入）できるのは、自分自身で使用する場合に限られており、**個人輸入した医薬品などを、ほかの人に売ったり、譲ったりすることは認められません。**

個人輸入には、原則として、地方厚生局（厚生労働省の地方支分部局）に必要な書類を提出し、薬事法に違反する輸入でないことの証明を受ける必要がありますが、以下の範囲内であれば、特例的に「税関限りの確認」で通関することができます。

○ 医薬品・医薬部外品

一般の個人でも医薬品の輸入が可能となっているのは、外国で受けた薬物治療を継続する必要がある場合や、海外からの旅行者が常備薬として携行する場合などへの配慮によるものです。

日本の薬事法では、養毛剤、浴用剤、ドリンク剤などのように、**医薬部外品**とみなされる場合もありますが、個人輸入に関しては医薬品と同様の取扱いとなります。

なお、**自己判断で使用すると重大な健康被害を生じるおそれがある医薬品（妊娠中絶薬など）は、数量にかかわらず、医師による処方が必要でない限り、一般の個人による輸入は認められません。**

1. **外用剤**（毒薬、劇薬及び処方せん薬*を除く）：1品目につき**24個以内**
*処方せん薬：その使用に際して、医師による処方が必要な医薬品
2. **外用剤以外の医薬品・医薬部外品**
 - 毒薬、劇薬または処方せん薬：**1ヶ月分以内**
 - その他の医薬品・医薬部外品：**2ヶ月分以内**

健康食品の海外からの購入について

一般に、健康の保持増進に資することが期待される食品が「健康食品」と呼ばれていますが、それさえ食べていれば健康を保てるというものではありません。

健康的な食生活の基本は、さまざまな栄養素を含んだ食品をバランスよく摂ることです。

海外から購入するときの注意

- 我が国の法律（食品衛生法）で販売などが禁止されているものに該当しないか、よく確認する。
 - 一 健康を損なうおそれがあるものとして、アマメシバの粉末等の加工食品、シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びそれを含む食品などがあります。
- 摂取して短期間で効いてくる、病状状態が改善されるなどの虚偽、誇大とみられる表示がなされていないか、よく確認する。
- 外国で健康食品（サプリメントを含む）として販売されているものであっても、医薬品成分が含まれていたり、医薬品的な効き目（効能または効果）が標ぼうされているものは、我が国では医薬品に該当して、輸入できない場合があります。

○ 化粧品

基本的に、医薬品の場合と同じく、個人的に使用する場合に限り、一般の個人による輸入が認められます。

- 1種類につき**24個以内**（例えば口紅の場合、ブランドや色にかかわらず24個以内）

○ 医療機器

基本的に、医薬品の場合と同じく、個人的に使用する場合に限り、一般の個人による輸入が認められます。ただし、**医家向けの医療機器の輸入はできません。**

※ 家庭において使用する医療機器であっても、医家向けの医療機器に当たる場合があります。

- 家庭用医療機器（例えば、電気マッサージ器など）：**1セット**
- 使い捨てコンタクトレンズ：**2ヶ月分以内**

医薬品などの個人輸入に関して、地方厚生局での手続きに必要な書類などをお知りになりたい方は、下記のうち最寄りの地方厚生局薬事専門官までお問い合わせください。

関東信越厚生局	TEL 048-740-0800
近畿厚生局	TEL 06-6942-4096
九州厚生局沖縄麻薬取締支所	TEL 098-854-2584

使用するときの注意

- 表示されている「摂取目安量」を守る。
 - 一 錠剤、カプセル剤などの形状をしているものは、過剰に摂取することによって、思わぬ健康被害を引き起こすおそれがあります。
- 医薬品（特に、医師から処方された薬剤）や他の健康食品と併用するときは、医師や薬剤師などの専門家に相談する。
 - 一 相互作用を生じて、思わぬ健康被害を引き起こすおそれがあります。
- 摂取して体調の具合が悪くなった場合は、すぐに近くの医療機関や保健所に相談する。

詳しい情報を、インターネットでも紹介しています。

厚生労働省ホームページ 食品安全情報

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokur/anzen/index.html>

独立行政法人 国立健康・栄養研究所ホームページ「健康食品」の安全情報・被曝関連情報
<http://hfnet.nih.go.jp/contents/index1.html>

健康食品Q&A集

<http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail696.html>

輸入が規制されている薬物など

○ 麻薬・向精神薬

医療用の麻薬・向精神薬を、医師から処方された本人が携帯して入国する場合を除いて、一般の個人が輸入することは禁止されています。

(本人が携帯せずに、ほかの人に持ち込んでもらったり、国際郵便などで海外から取り寄せることはできません。)

医療用麻薬(モルヒネ、フェンタニルなど)の携帯輸入には、地方厚生局長の許可が必要です。

詳しくお知りになりたい場合は、各地方厚生局麻薬取締部までお問い合わせください。

<http://www.nco.go.jp/office/index.html>

向精神薬(ジアゼパム、トリアゾラムなど)の携帯輸入には、事前の許可は特に必要ありません。

○ 覚せい剤・覚せい剤原料

覚せい剤(メタンフェタミン、アンフェタミン)のほか、覚せい剤原料(一定濃度を超えるエフェドリンなど)も、輸入が禁止されています。

○ 大麻

大麻草(カンナビス・サティバ・エル)、大麻樹脂などの輸入は禁止されています。

○ 指定薬物

亜硝酸イソブチル(俗称「RUSH」)、5-MeO-MIPT、サルビノリンAなどは、一般の個人が輸入することはできません。

○ その他

「ワシントン条約」(絶滅のおそれがある野生動植物の種の国際取引に関する条約)に基づき、以下のような動物生薬及びこれらを含む製品の輸入は禁止されています。

犀角(サイカク:サイの角)、虎骨(ココツ:トラの骨)、麝香(ジャコウ:ジャコウジカの分泌物)、熊胆(ユウタン:クマの胆のう) など